

## 3月議会に係る記者会見

平成28年2月25日（木）午後1時～  
伊賀市役所 2階 第3会議室

### 1. 市長からの発表

平成28年度当初予算について

本日、平成28年第1回伊賀市議会定例会、3月議会の招集告示をいたしました。朝から、議会運営委員会を開催頂き、3日に開会し、25日までの23日間の会期で開催される予定となりました。

今回の議会には、平成28年度当初予算案はじめ、平成27年度補正予算、条例関係等、計69議案を提出します。当初予算では、一般会計はじめ特別会計など、計14の会計で、総額811億2203万6千円の予算案を提出します。詳細な内容については、先日、財政当局からの説明があったと思いますので、私の方からは、予算編成の考え方などについて説明します。

平成24年11月に市民の付託を受け、市長に就任して3年3ヶ月が過ぎました。「勇気と覚悟のまちづくり」を掛け声に、ムダのない財政を基軸とし、観光立市、産業の活性化、地域医療・福祉の充実など、地域に偏ることなく、市全体の観点から課題と向き合い、伊賀市の再生に取り組んできました。

さて、2月10日に、三重県が国勢調査の人口速報集計結果を公表しました。これによると、伊賀市の人口は、9万377人で、前回に比べると6

830人減っている結果となりました。今後、人口移動など集計が随時報告されることと思います。

今、国が直面する大きな課題として、人口減少問題があります。これは、急速な人口減少、あるいは東京への過度の人口集中が進む中で、いかに地方が自立し、存続していくかという大変重い課題です。

先んじて、伊賀市では、将来の少子高齢化が進む中で、持続可能な伊賀市づくりを進めるべく「総合計画・再生計画」を平成26年2月に策定しています。また、昨年10月には「伊賀市ひと・まち・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んでいるところです。

そのような中で、財政状況ですが、平成26年11月に合併10年が過ぎ、普通交付税の特例期間が終了したことにより、平成27年度から段階的に毎年3億円ずつ減額され、最終的に平成31年度には交付税が約15億円減額されることとなります。また、今後の社会保障費の増加や税制改正の影響による市税収入の減少など、市の財政状況を取り巻く環境は、さらに厳しい状況になることは避けられません。

このような財政状況のもと、市民の負担を最小限に抑え、最大の効果が得られるよう「ムダのない財政運営」を基本に、各種計画との整合性を図りながら、「来たい・住みたい・住み続けたい”伊賀市”づくり」を念頭において、予算編成をしました。

平成28年度一般会計当初予算では、本格的な工事着工を予定している新庁舎整備に係る予算を計上するとともに、国の「地方創生加速化交付金事

業」及び総合的なT P P 関連政策大綱に基づく対象事業を盛り込んだ平成27年度補正予算と一体的に、地方創生、地域経済の活性化、移住・定住の促進、子育て支援基金を活用した事業などの取り組みを進めることとしています。

特に、地方創生加速化交付金では、単独事業として「官民連携による顧客創造事業」及び「忍者を核にした誘客受入体制整備事業」で計8000万円あまり、広域連携による事業として「忍者列車でいく！草津線沿線の魅力を活かした公共交通利用促進・地域活性化事業」及び「忍者のマーケティング・セールス事業」で計約800万円の、総額8978万円を計上しています。

また、昨年新たに設けた「子育て支援基金」を活用し、伊賀市版「出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで」安心支援パッケージ事業として、総額3億3251万1千円を計上しています。「出会い・結婚」そして、妊娠、出産、就学前、就学時、中学卒業後まで、それぞれの時期にあった各施策を実施します。これまでのような縦割りで無く、パッケージとして、部局間を超えて取り組むことで、子育て支援をすることで、若い世代が安心して住め、安心して子どもを産み育てる環境を充実させることとします。

名付けて「伊賀流創生戦略予算」です。

地方創生をはじめ、市政の諸課題と向き合い、より住みやすい、安全安心の自立したまちづくりに取り組みたいと考えています。

以上、3月議会に向けての私からの発表とします。

## 2. 3月議会提出議案について

平成 28 年第 1 回伊賀市議会（定例会）提出議案概要

（予算議案を除く。）

3月3日提出分

議案 番号	件 名	提案理由及び内容	担当部署
29	行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>【制定理由】平成 28 年度からの行政組織の変更に伴い、条例で定める審議会を所管する部署名を新たな部署名に改正を行う条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】「伊賀市総合計画審議会」の所管課の一つを「市政再生課」から「総務部行財政改革推進課」に、「伊賀市地域公共交通会議」の所管課を「総合政策課」から「交通政策課」に改める。</p> <p>【施行期日】平成 28 年 4 月 1 日</p>	総務課 市政再生課 総合政策課
30	伊賀市行政不服審査会条例の制定について	<p>【制定理由】行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関である伊賀市行政不服審査会を設置するため条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】委員会の所掌事項、組織、委員の任期などを規定する。</p> <p>【施行期日】平成 28 年 4 月 1 日</p>	総務課
31	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	<p>【制定理由及び内容】行政不服審査法の改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の引用する法律条項や用語等について所要の改正を行うほか提出書類等の写しを交付する際の手数料を定める。また、審理員を置かない地方自治法 138 条の 4 第 1 項に規定する選挙管理委員会などの組織についても提出書類等の写しを交付する際の手数料を定める必要があるため整備に関する条例を制定する。</p> <p>【改正する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市固定資産評価審査委員会条例（施行期日：平成 28 年 4 月 1 日）</li> <li>・伊賀市手数料条例（施行期日：公布の日）</li> </ul>	総務課 監査委員事務局
32	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>【制定理由及び内容】地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員に人事評価制度が導入されたこと及び退職管理の適正を確保するため、元職員による働きかけの禁止が規定されたことにより、関係条例の用語や引用法律の条項を改正するため整理条例を制定する。</p> <p>【改正する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市任期付職員の採用等に関する条例</li> </ul>	人事課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市職員の分限に関する条例</li> <li>・伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</li> <li>・伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>・伊賀市職員採用試験委員会条例</li> <li>・伊賀市職員の配偶者同行休業に関する条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	
33	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>【制定理由及び内容】学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として「義務教育学校」が制度化されたことなどにより、関係条例の用語を改正するため整理条例を制定する。</p> <p>【改正する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</li> <li>・伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	人事課 こども家庭課
34	伊賀市鉄道施設条例の制定について	<p>【制定理由】平成29年度から伊賀鉄道伊賀線を公有民営化するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受ける必要がある。その認定に伊賀市が鉄道施設を設置し、無償で第二種鉄道事業者に貸与することなどを規定する条例が必要なため制定する。</p> <p>【条例の内容】鉄道施設の名称及び位置、使用の許可及び使用料などを規定する。</p> <p>【施行期日】規則で定める日</p>	総合政策課
35	伊賀市多文化共生センター設置条例の制定について	<p>【制定理由】伊賀市の外国人住民の比率は、三重県内で最も高く、外国人住民が地域社会の一員として活躍できる環境整備が必要である。については、多文化共生に係る情報発信や交流の拠点となる多文化共生センターを設置するため、本条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】センターの名称、位置、事業等を規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日</p>	市民生活課
36	伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会	<p>【制定理由】いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、</p>	学校教育課

	条例の制定について	<p>また、当該連絡協議会との円滑な連携の下に、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにする必要があることから、伊賀市いじめ問題専門委員会をそれぞれ教育委員会に設置するため本条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】 協議会及び専門委員会の所掌事務、組織等を規定する。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>	
37	伊賀市いじめ問題調査委員会条例の制定について	<p>【制定理由】 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題に係る重大事態の発生時に、その対処又は発生の防止のための調査を行う必要があることから、市長部局に伊賀市いじめ問題調査委員会を設置するため本条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】 委員会の所掌事務、組織等を規定する。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>	人権政策・男女共同参画課
38	伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】 平成 27 年度人事院勧告で、民間との格差を是正するため給料表の増額改正及び勤勉手当の増額を、平成 27 年 4 月 1 日に遡って適用する勧告がなされたため。</p> <p>【改正内容】 給料表の平均 0.36%増額改定、勤勉手当の 0.1 ヶ月分増額及び等級別基準職務表を追加する。</p> <p>【施行期日】 公布の日（一部平成 28 年 4 月 1 日）から施行し、増額の規定については平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p>	人事課
39	伊賀市情報公開条例の一部改正について	<p>【改正理由】 改正行政不服審査法の施行に伴う用語の改正や、情報公開の決定及び不作為に係る審査請求における審理員制度の適用除外及び情報公開に係る写しの交付手数料を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】 不服申立てを審査請求に改め、審理員の適用除外、写しの交付手数料について規定する。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>	広聴情報課
40	伊賀市個人情報保護条例の一部改正について	<p>【改正理由】 改正行政不服審査法の施行に伴う用語の改正や、個人情報開示の決定及び不作為に係る審査請求における審理員制度の適用除外及び個人情報開示に係る写しの交付手数料を定めるため改正する。</p> <p>【改正内容】 不服申立てを審査請求に改め、審理員の適用除外、写しの交付手数料について規定する。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>	広聴情報課
41	伊賀市情報公開・個人情報	<p>【改正理由】 改正行政不服審査法の施行に伴う用語</p>	広聴情報

	報保護審査会設置条例の一部改正について	<p>や守秘義務違反の罰則などの改正を行うため。</p> <p><b>【改正内容】</b> 不服申立てを審査請求に改め、罰則の金額を改正する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p>	課
42	伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	<p><b>【改正理由】</b> 伊賀市での個人番号の独自利用事務を追加するため改正する。</p> <p><b>【改正の内容】</b> 独自利用事務に外国人に係る生活保護に関する事務を加える。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p>	広聴情報課
43	伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部改正について	<p><b>【改正理由】</b> 委員会の所掌事項と庶務担当課の名称を変更するため改正する。</p> <p><b>【改正内容】</b> 所掌事項から「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画」を削除し、庶務を「こども未来課」に変更する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p>	こども家庭課
44	伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	<p><b>【改正理由】</b> 介護保険法の改正により、地域密着型通所介護が地域密着サービスとして市の事務となるなど地域密着サービスの基準の変更が行われたため。</p> <p><b>【改正内容】</b> 地域密着型通所介護の人員、設備、運営基準などを規定する。</p> <p><b>【改正する条例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</li> <li>・伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p>	介護高齢福祉課
45	伊賀市集会施設条例の一部改正について	<p><b>【改正理由】</b> 公共施設最適化計画第 1 期実行計画に基づき、地元自治会等へ譲渡等する施設を条例から除外するため改正する。</p> <p><b>【改正内容】</b> 阿保西部集会施設を除く 18 施設を削除する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p>	農林振興課

46	伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	<p>【改正理由】長期優良住宅の普及促進に関する法律施行細則及び長期使用構造等とするための措置の改正に伴い、長期優良住宅建築計画の認定等の申請手数料の改正を行う。</p> <p>【改正内容】既存住宅の増改築に係る長期優良住宅建築計画の認定の申請手数料の追加など。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	都市計画課
47	伊賀市火災予防条例の一部改正について	<p>【改正理由】対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正による。</p> <p>【改正内容】ガスグリドル付コンロ及び電磁誘導過熱式調理器について火災予防上安全な隔離距離の項目追加など。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	予防課
48	伊賀市小規模集会施設設置条例の廃止について	<p>【廃止理由】公共施設最適化計画第1期実行計画に基づき、地元自治会等へ施設を譲渡するため条例を廃止する。</p> <p>【施行期日】平成28年4月1日</p>	大山田支所振興課
49 ～ 61	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】指定管理期間が満了する14施設及び新たに指定管理者制度を導入する2施設について、平成28年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芭蕉記念館、蓑虫庵</li> <li>・下郡火葬場</li> <li>・まえがわ火葬場</li> <li>・寺田公民館</li> <li>・久米町ふれあい会館</li> <li>・伊賀ホーム ほほえみ</li> <li>・阿山ホーム かざぐるま</li> <li>・成和西放課後児童クラブ（新）</li> <li>・成和東放課後児童クラブ（新）</li> <li>・市民ふれあい農園・ふれあい広場・伊賀市農村ふれあいセンター</li> <li>・阿保西部集会施設</li> <li>・伊賀市勤労者福祉会館</li> <li>・伊賀市シルバーワークプラザ</li> </ul>	文化交流課 同和課 伊賀支所振興課 障がい福祉課 こども家庭課 農林振興課 商工労働課
62	市道路線の認定について	<p>【提案理由】地域内の生活道路として管理が必要のため、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定する。</p> <p>【認定内容】陽光台1号線他30路線、延長6,386.0</p>	建設1課



		m	
63	市道路線の変更について	<p>【提案理由】 県道の道路改良工事に伴う市道の起点の変更のため、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を変更する。</p> <p>【変更内容】 霧生三国線の起点を伊賀市霧生字長谷 403 番 1 地先から伊賀市霧生字長谷 569 番 1 地先に変更する。</p>	建設 2 課
64 ～ 67	財産の無償譲渡について	<p>【提案理由】 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。</p> <p>【譲渡施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希望ヶ丘生きがいセンター</li> <li>・ 下柘植かがやきの郷</li> <li>・ 新堂元気老人ステーション</li> <li>・ いきいきセンター</li> </ul>	介護高齢福祉課
68	第 3 次伊賀市地域福祉計画の策定について	<p>【提案理由】 第 3 次伊賀市地域福祉計画の策定について、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。</p>	医療福祉政策課
69	専決処分の承認について	<p>【提案理由】 平成 27 年 12 月 28 日付けで、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分した伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について承認を求める。</p> <p>【処分内容】 市税に係る減免申請書に個人番号を記載することとしていた規定を住民税と特別土地保有税については、記載しないこととするため、当該改正規定を削除する。</p>	課税課

### 3. 3月の主な行事予定

平成28年2月25日定例記者会見（資料No.1）

担当連絡先
産業振興部観光戦略課
担当者名：小林 内田
電話番号：0595-22-9670

#### 高速バスによる外国人観光客誘致促進事業について

##### 1 発表事項の概要

伊賀市の地方創生事業である「高速バスによる外国人観光客誘致促進事業」による京都からの訪日外国人向け旅行商品が完成し3月1日より実施される。

##### 2 発表内容

###### (1) 目的

京都に滞在する外国人観光客を忍者の本場、伊賀市に誘導するため、三重交通の高速バスを利用した乗換無しのツアーを造成し、直接的な誘客で外国人観光客の増加を目指す。

###### (2) 日時

3月1日（火）より開始

###### (3) 場所

京都駅八条口～ハイトピア伊賀・伊賀流忍者博物館

###### (4) 参加（見込）人数

目標300名

###### (5) 内容

別添チラシのとおり

###### (6) 主催者

(株)観光販売システムズ（委託事業者）

##### 3 特記事項

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）上乗せ交付分タイプIを活用して実施する事業です。

## 高速バスによる外国人観光客誘致促進事業委託について

### 経緯

訪日外国人観光客が過去最高を記録するなか、伊賀市においても伊賀流忍者を軸とした外国人観光客誘致PRに取り組み、伊賀市を訪れる外国人観光客の数は右肩上がりとなっている。

JRが発行するJR PASS（周遊券）を利用して京都・奈良から伊賀を訪れる外国人観光客が増える中で乗換などの不便さが課題となっている。

そのような状況の中で、地方創生事業の一環として国の交付金事業として表記事業を含む外国人観光客誘致促進事業が採択された。

### 事業の概要

3月1日に運営を開始する三重交通高速バス「伊賀・京都線」を利用した外国人観光客向けの着地型旅行商品の開発と販売、旅行商品を通じた伊賀市の広告宣伝などを行なうため、当該業務を委託して実施する。

### 事業内容

伊賀・京都線の予約・販売のシステム構築

広告宣伝活動（宣伝用チラシ作成、配布、インターネット、媒体での広告）

予約受注管理

外国人向け着地型商品開発

### 事業費

6,696,000円

### 委託先

株式会社観光販売システムズ（名古屋市中村区名駅3丁目21-7）

代表取締役 別府 通孝

上記事業者は地域の着地型観光商品の開発、プロモーションを行い、自ら旅行商品の販売もおこなう。

担当連絡先
産業振興部観光戦略課
担当者名：内田
電話番号：0595-22-9670

台東県・黄建庭県長一行の伊賀市来訪について

1 発表事項の概要

1月に志摩市と共にMOUを締結した台湾・台東県の黄建庭県長が来日され、伊賀市、志摩市、三重県庁を来訪されます。

※自治体間連携に関する覚書(Memorandum of Understanding の略)

2 発表内容

(1) 目的

3月に東京で開催されるFOODEX（国際食品・飲料展）への来日に合わせ、MOUを締結した伊賀市長、志摩市長、三重県知事を訪問する。

（台東県からは昨年6月に陳金虎副県長が来訪している）

(2) 日時

平成28年3月8日（火） 11時30分 伊賀市着（三重交通バス 伊賀・京都線）

12時～13時15分 昼食会

13時30分～14時30分 伊賀市役所訪問

14時30分～16時 上野城 忍者博物館見学

(3) 場所

伊賀市役所 第1委員会室（伊賀市上野丸之内116）

上野公園内（上野城・伊賀流忍者博物館）

(4) 訪問者

台東県県長 黄建庭（こう けんてい）

台東県政府関係者及び台日連携推進オフィス（TJPO）14名

※訪問者の数は変更となる場合があります

(5) 対応者

市長・副市長・教育長・人権生活環境部長・市民生活課長・産業振興部長・観光戦略課長

伊賀市議会議長・副議長・産業建設常任委員会委員長

(6) その他

1月来訪時の記念品として台東県から贈られた気球の展示と、台東県の紹介コーナーを市役所正面玄関前に設置予定です

○黄健庭台東県長の来訪対応について

【概要】

3月6日～12日に日本を訪問する黄健庭台東県長は、3月8日～9日の2日間にわたり三重県に来訪することから、MOUを締結した志摩市、三重県と共に台湾側のパートナーをお迎えする。

各団体とも3月議会開催中につき、合同での対応は日程調整が困難なことからは行なわず、それぞれの地域で対応することが協議された。

伊賀市は3月8日（火）の午前11時30分～午後4時まで来訪を受け入れる。

【来訪者の概要】 2016年2月8日現在の情報

◎黄健庭台東県長

台東県政府関係者 12名 台日産業連携オフィス（TJPO） 2名

※台東県側の来訪人数については変更の場合有り

【来訪スケジュール案】

- |        |   |                     |
|--------|---|---------------------|
| 10:00  | 京都駅八条口発                                     | } 三重交通・伊賀上野京都高速バス乗車 |
| 11:30  | 上野市到着                                       |                     |
|        | 伊賀市長他出迎え                                    |                     |
| 11:45  | 昼食会場到着                                      |                     |
|        | 昼食会出席者案（調整中）                                |                     |
|        | 行政 市長 副市長 教育長 産業振興部長 人権生活環境部長 観光戦略課長 市民生活課長 |                     |
|        | 市議会 議長 副議長 産業建設常任委員会委員長                     |                     |
| 12:00～ | 伊賀産食材を使った昼食を食べながら出席者との交流（伊賀市の紹介映像を流す）       |                     |
| 13:15  | サンピア伊賀出発                                    |                     |
| 13:30  | 伊賀市役所到着 MOU締結にかかる台東県紹介コーナー説明                |                     |
| 13:40  | 伊賀市の概要説明と地域連携に関する意見交換                       |                     |
| 14:40  | 伊賀上野城見学 高石垣等説明                              |                     |
| 15:00  | 伊賀流忍者博物館 忍者ショー等見学                           |                     |
| 16:00  | 台東県一行は志摩市に向け出発                              |                     |

※上記のスケジュール等は変更になる可能性がありますのでご了承ください。

## [台東県の概要]

台湾南東部に位置（緑島郷と蘭嶼郷という離島がある）

行政区画：16の郷鎮市(県庁所在地：台東市)

面積：3,515 km<sup>2</sup>（三重県 5,777 km<sup>2</sup>の60%ほど）

人口：約22万人（うち約37%が原住民）

平均気温：24°C(16°C-28°C)

特徴：

- ①農林水産業が盛んで、豊富な観光資源や文化・スポーツイベントなど、地域の魅力を活用した地域振興に積極的な地方政府である。
- ②若者を中心とした、都市部への人口流出に危機感を抱いている。
- ③台湾の現住民族の7部族が暮らしており、それぞれの文化を保存、継承しながら、積極的な発信と観光客の受入を行なっている。
- ④重工業系の工場がないことから、大気汚染、海洋汚染などがほとんどない。
- ⑤自然が豊かな地域ながらスマートシティを県の方針としており、ホットスポット（公衆WIFIスポット）が県内に250箇所設置されており、台湾一を誇るなど、ネットを活用した地域振興（県内農産物のネット販売など）に積極的に取り組んでいる。

<台東県的主要な地域資源>

【農業】米づくり、台湾茶（台湾一の品質を誇る）

ホオズキ、果物（釈迦頭・バンレイシ）など

【漁業】メカジキ、トビウオ、マンボウ、伝統漁法など

【観光】温泉、マリンスポーツ、熱気球遊覧（現在最も力を入れている）

離島観光、日本建築区、キャラクター活用

【イベント】熱気球カーニバル、トライアスロン大会、国際サーフィン大会、自転車レース大会、バイクレース大会、原住民祭典など多数



台東県

[来訪者 略歴]

＜県長（知事） 黄 健庭（こう けんてい）＞ 56歳



1959年：台東生まれ

1981年国立政治大学卒

1985年，米カリフォルニア州サンタクララ大学修士課程修了

2001、2004、2007年第5期～7期立法委員（台湾の国会議員）

2008年：《商業周刊》の「良い立法委員50選」の一人にノミネートされる。

2009年：台東県知事に当選

《遠見》雑誌2014年県市長施政満足度大調査で「5つ星の知事」に選ばれる

アメリカ BBK 資産管理公司副総経理

財団法人健康家庭文教基金会董事長

台東県ボランティア服務大隊大隊長

担当連絡先
産業振興部観光戦略課
担当者名：内田、中林
電話番号：0595-22-9670

伊賀上野 NINJA フェスタ in 天神橋筋商店街について

1 発表事項の概要

4月から開催する伊賀上野 NINJA フェスタのPRの一環として、今年で3回目となる「伊賀上野 NINJA フェスタ in 天神橋筋商店街」を開催します。

2 発表内容

(1) 目的

伊賀忍者を身近に感じ興味を持ってもらうことにより、4月から開催する伊賀上野 NINJA フェスタへの誘客を狙いとする。

(2) 日時

平成28年3月19日（土） 10時30分から16時まで

(3) 場所

大阪市北区 天神橋筋商店街1丁目～3丁目、4番街

(4) 内容

当日受付で先着200名の忍者を募集（有料）  
商店街の1丁目から3丁目、4番街に忍者道場を設置  
地元扇町総合高校吹奏楽部オーガイズによる忍者パレード

(5) 主催者

伊賀上野 NINJA フェスタ in 天神橋筋商店街実行委員会  
【伊賀市・大阪市北区役所・天神橋筋商店連合会・天神橋筋四番街商店街振興組合】



担当連絡先
人権生活環境部 寺田市民館 担当者名：上島邦彦・増山都子 電話番号：0595-23-8728

2016年3月 寺田市民館「じんけん」パネル展

1 発表事項の概要

2016年3月 寺田市民館「じんけん」パネル展

2 発表内容

(1) 目的

寺田市民館では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざして、毎月テーマを変えて、「じんけん」パネル展を開催しています。

(2) 日時

2016年3月1日（火）～29日（火） 午前8時30分～午後5時

但し、3月2日（水）・9日（水）・16日（水）は午後7時30分まで延長します。

(3) 場所

伊賀市平田650番地 大山田農村環境改善センター 1階 ロビー

(4) 参加

参加見込人数 約100名

(5) 内容

3月の内容 「東日本大震災 3.11から学ぶ『福島差別』」

災害と人権とは切り離せない関係にあります。大規模な災害は情報不足やデマなどによる理不尽な苦しみを強い、被災者の人権を大きく損なっているのだということを忘れてはなりません。根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながります。震災から見えてきた人権問題、女性・子ども・障がい者・外国人の避難先での現状やその取り組み、また、福島差別の現実とその取り組みについて考えるパネルです。

(6) 主催者

人権生活環境部 寺田市民館

#### 4. その他【主な質疑応答】

記者)

「伊賀流創生戦略予算」と名付けられましたが、「伊賀流」と名付けられた思いはどのようなものからですか。

市長)

これまで色々な施策がありましたが、各部署が単独で行うなど、他部署との連携性がありませんでした。例えば子育ての場合であれば、昨年子育て基金を積みました。そうしたこともあって、出会いから出産、子育てなどシームレスで各セクションを横断的にまとめていくというところが「伊賀流」ということです。移住交流であっても各セクションに分かれています、一つの大きなパッケージとして考えていることが今回の予算の特徴です。

記者)

子育て安心パッケージ、移住交流この二つが重点項目とされています。そもそも人口減が重要な課題であるといわれていましたが、その延長線上にある施策ということでしょうか。

市長)

こんなことが出来るんだといったことを、しっかりと情報発信していかなければいけないと思います。大事なことは、これまでのような縦割り行政ではなく、課題に応じてパッケージを作っていくことが市民のニーズに応じることであり、使いやすい施策であると思います。

記者)

人口減ということですが、そもそも伊賀市の人口はどうあるべきと思いますか。

市長)

大変難しいことであると思います。いつまでも右肩上がり人口増となることはないと思いますが、地域にとって安定的なキャパシティーというものがあると思います。活力を維持するという意味からすると人口が減っていることが一番危惧されています。そのためしっかりと底上げをしなければなりません。人口の社会減と自然減がありますが、自然増は個人の問題もあるから難しいと思いますが、心理的に良い影響を与えられるように安心・安全なパッケージ作り、安心して子どもを産んで子育てをしていただける安心感、そして実際に育てる際のサポートが大事です。社会増については安定した経済基盤が必要ですので、新しく企業集積地をつくるなどが大事です。また、若い人が交流する場所、楽しむ場所も必要であるのかと思います。そういった社会的なインフラの整備、社会増減については大きな要因になってくると思います。伊賀はまだ魅力ある、キャパシティーがある街であると思います。「移住したい街」に選ばれているのでそういったパッケージ化でケアしていきたいと思います。

記者)

伊賀市では5年間で6,830人、人口減少していますが、その原因は何だと思われま

すか。

市長)

一つには、この地域において若い世代が充足されるべき施設や、アメニティー、社会インフラが出来ていない。また、子育てをしていくなかでの教育をしっかりと担保していかなければならないと思います。交通などの要因もあるかとは思いますが、都会などの外から見ると、伊賀市は都会にはない魅力ある地域であるかと思っています。我々は、「ないものねだり」ではなく「あるものさがし」を行って、今あるものに磨きをかけて、外の地域から注目され、満足されるような地域づくりが必要かと思っています。学校を卒業した後に伊賀市に帰ってこないといったことでは、働くことができる職場が必要かとは思いますが、伊賀市には色々な企業があって、本来であればそのような需要にも応えられる部分もありますので、情報発信を行っていかなければなりません。そういう所は商工会議所や商工会と一緒にやっていく必要があります。

記者)

三回目の予算編成で過去最大級の予算です。今後財政が厳しくなるのにも関わらず、なぜ最大級の予算となったのですか。

市長)

基本的には、借金は減額しています。就任時には1, 120億円ありましたが、3年3ヶ月で120億円減りました。これは漫然と減ったわけではなく、必要以上の起債を起こさないなどの努力の結果であります。最大級の予算ということですが、新庁舎整備と新消防庁舎建設にかかる予算が入ってきているので仕方ないことであると思います。合併後10年を過ぎまして、交付税額の算定替えて毎年95億円から80億円となります。今後2年目で毎年3億円減額となり5年後には15億円減額となり大変な金額が減ります。これから先のこととなりますが、公共施設の最適化では10年後には現在のままであればその維持管理に年間50億円必要となる。しかしその時点では17億円しかその維持管理費に配分できない状態となります。また、ハコモノだけでなく道路や橋梁の社会インフラの長寿命化をしていかなければなりません。将来の医療や福祉を担保していかなければならないので、節約できるところはしなければならぬと考えています。

記者)

財政課発行の資料で市債の発行に関するプライマリーバランスについて、今回初めて大きな赤字となりますがどうですか。

市長)

全体で見ると緩やかであります。借金の返済は進んでいますのでご安心ください。

記者)

大きなインフラ整備についてなるべく重ならないようにという計画があったかと思いますが、どうですか。

市長)

新消防庁舎については、地域住民の安心・安全は最優先されるべきであるので、商業高校の跡地が良い立地条件で格安で取得できたという点で、やっておかなければならない課題としてやりました。重なったと言えば、重なりましたが合併特例債を使えるときに順番を組み替えて行う必要があります。

記者)

「伊賀流創生戦略予算」と名付けられています。人口が減っているし、さらに大型事業が控えているなかで、将来的に伊賀市をどのような街としていきたいとの予算ですか。

市長)

若い活力があふれる街にしていきたいということです。また、自然が豊かで周辺地域にとって補完機能を持った街であることです。補完機能とは災害に強い街、充実した医療や東西交通の要所であるため地の利を活かした産業立地を進めていき、若い人が安心して子育てができて活気のある、そして周辺地域からも信頼され注目され賑わいのある街を作っていきたい。もともと伊賀はそのような地域であったので、そうしたものをリカバリーしていかなければならない再生計画です。

記者)

今年度の予算期間中に市長の任期満了となりますが、どのぐらい達成できましたか。

市長)

任期中に予算のなかで出来る事はしっかりとしていかなければならないと思っています。それは自分の責任と思っています。また、これだけの下地づくりをしていけば次に引き続いて完成させることに繋がっていくと思います。2 期目に向けての基盤予算であると思います。これだけのことをしっかりとしていかなければならないし、しておけば次に繋げることが出来る予算編成であると考えています。

記者)

選挙には出るのですか。

市長)

当然です。

記者)

補正予算の措置で、新庁舎についての用地買収の今年度予算を平成 27 年度にありましたが、補正で繰越となったということは事業の進捗が遅れているということですか。

担当)

最大限危険な状態を避けるために行った措置です。

市長)

粛々と進んでいます。

記者)

上野総合市民病院に医師と看護師を増員させるとのことですがどうお考えですか。

市長)

就任当初では常勤医師が 15 人でしたが、現在 21 人と数名の増員がある予定です。医師の確保には努めてきました。また、病院の経営という点では、昨年と比べて 4 億円ほど繰り出し金が圧縮されるなど収支は改善されています。今後も収支状況や医師の充実に努めていきます。

記者)

南庁舎についての保存改修の考えはどうか。

市長)

以前とブレてはいません。人口の社会減というのは各世代の人が交流できる場所や知の拠点や人々が集える場所がないというのが問題であるということが賑わい協議会でも指摘されていることです。また、新しいハコモノを建築することはありません。時代を迎えているので、市民にとって最小の負担で最大の効果を得られると確信を持っています。

記者)

予算に保存改修の予算はありますか。

市長)

保存改修予算はありませんが、外壁清掃等の庁舎管理に関する予算はあります。

記者)

外壁清掃費用で3,361万円かかるのですか。

担当)

約2,900万円が北側駐車場を舗装する費用で、約400万円が外壁清掃の予算です。

記者)

なぜ3回目の予算でこの整備費用になるのですか。やるならもっと早くするべきではなかったのではないですか。

市長)

南庁舎整備がここまで延びると思っていませんでした。就任時には南庁舎を保存することで当選させてもらいましたのでもっと早くできるものと考えていましたが、色々な皆様のご意見を聞かなければいけないということで丁寧に進めてきた結果です。

記者)

市長としては南庁舎をどうしたいのですか。

市長)

複合施設としてリニューアルして最小の予算で最大の効果を得る場所としたい。賑わいの拠点の一つであったり、芭蕉記念館や図書館を単独で整備することと比較すると最小の予算で対応できます。